

金銭管理・財産保全サービス事業 利用のご案内



この事業は、日常生活において金銭や財産の管理が困難な高齢者や、障害者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活が送れるよう支援する事業です。



社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

金銭管理・財産保全サービス事業

この事業は、高齢者や障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、日常的な金銭管理をお手伝いいたします。

たとえば こんなとき

- ◎入院することになったけど、銀行にいけない。入院費の支払いどうしよう・・・。
- ◎一人暮らしで通帳や印鑑の保管が不安・・・。
- ◎最近、足の具合が悪くて出かけられない・・・困ったなあ。銀行に行きたいんだけど。
- ◎自分が知らないうちに預貯金が引き出されたり、年金が勝手に使われている。

利用できる 方は？

- ◎市内にお住まいの方で、高齢または障害等により、身体的に外出が困難で、自分で金銭の管理及び書類等の保管に不安のある方。

どんなサービスが受けられるの？

日常的な金銭管理

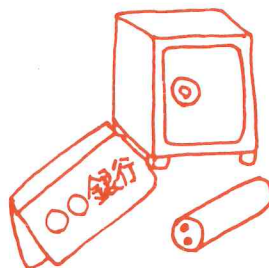
毎日の暮らしに
欠かせない
お金の出し入れを
お手伝いします。



- 預貯金の出し入れ
- 家賃や公共料金などの支払い
- 福祉サービスの利用料や医療費の支払い
- その他の金銭を要する手続きの代行

財産保全サービス

大切なハンコや
証書などを安全な場所
で
お預かりします。



- 預貯金(通帳)
- 不動産権利書、不動産契約書
- 印鑑
- 貸金庫のカギ など

お預かりできないもの ——
宝石、書画、骨董品、貴金属類など

利用料はいくら？

援助にかかる時間	30分につき	500円
預かり料金	1 か月につき	200円

どんな申込手続きをすればいいの？

相 談

まずは須坂市社会福祉協議会へご相談ください。

TEL 245-1619

◆ご本人以外でも、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応します。



訪 問

専門員がご自宅を訪問いたします。

◆専門的な知識を持った担当職員がご自宅等を訪問し、親身になって相談にのります。ご相談にあたってはプライバシーに配慮し、**秘密は必ず守ります**。お気軽にご相談ください。



支援計画の作成

ご希望をお聞きしながら具体的な支援をご提案します。

◆どういうお手伝いをさしあげたらよいかなど、ご希望をお聞きして、その後で契約内容と支援の仕方をご提案します。
(無料)



契約・サービス開始

支援計画の内容がよければ須坂市社会福祉協議会と契約します。生活支援員がサービスを開始いたします。

◆ご納得いただければ、利用者と社会福祉協議会とが、契約を結び、支援計画にそって、生活支援員がお手伝い(有料)を行います。

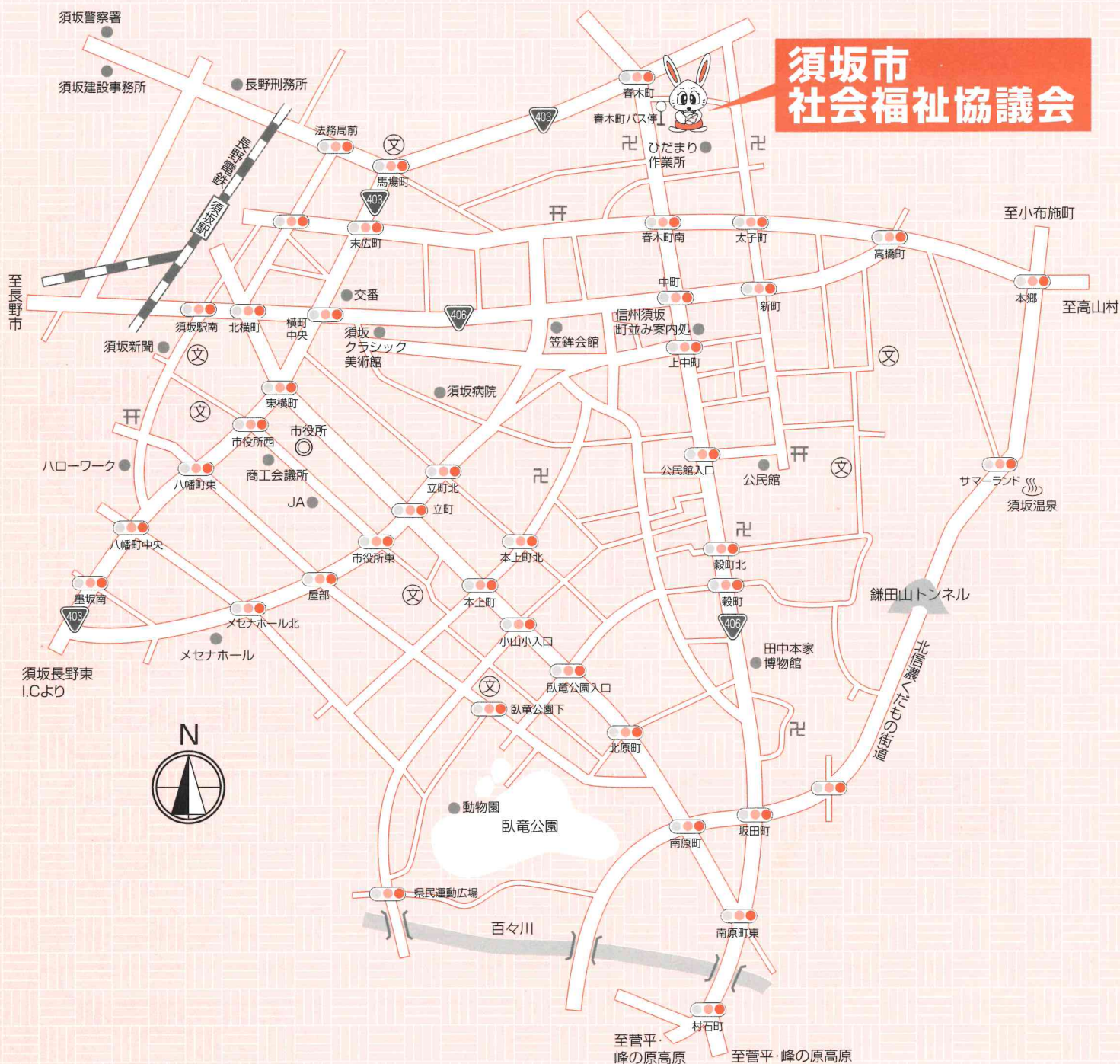


もし自分が亡くなったり、判断能力が不安になったらどうなるの？

- ◆亡くなった場合は、本事業は解約になります。預っていた財産についてはご本人が指定した方に引き渡しいたします。
- ◆判断能力が不安になった場合は、必要に応じて権利擁護事業、成年後見制度等のご相談に応じます。

適正な事業運営のための組織はありますか？

- ◆この事業の適正な運営を図るため、法律、財務会計、福祉等の専門家で構成した運営・監視委員会を設置し、監視及び助言・勧告を行います。



須坂市 社会福祉協議会

相談受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末・年始を除く） 午前8時30分～午後5時まで

最寄の交通機関

◆長野電鉄須坂駅から徒歩10分 ◆長野電鉄バス・春木町バス停前

申込先

須坂市社会福祉協議会

〒382-0074 長野県須坂市春木町476-1

TEL **026-245-1619**

FAX **026-246-0054**

E-mail: cocoro@suzaka-shakyo.jp